

新型コロナウイルス感染症拡大により、  
就労の場を失った方、就職氷河期世代の方の再就職等を支援します

## 「新潟市離職者等雇用事業所奨励金」のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で就労の場を失った方、就職氷河期世代のうち無業の状態にある方を以下の条件を満たして雇用した場合

事業主に対し、対象雇用者 1 人につき

**30 万円** を交付します

### 奨励金の対象となる方

以下の条件をすべて満たす事業主

- ①新潟市内に本社、本店があること
- ②雇用保険適用事業所であること
- ③対象雇用者を雇用保険に加入させること
- ④令和 2 年 7 月 1 日から **令和 3 年 3 月 31 日** の間に対象雇用者の雇用を開始し、6 か月以上継続して雇用すること
- ⑤対象雇用者の勤務地が新潟市内であること
- ⑥対象雇用者の雇用にあたり、国の労働移動助成金（早期雇入れ支援コース）及び特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の交付決定を受けていないこと

雇用開始期間を  
延長しました！！

### 対象雇用者

以下のいずれかに該当する方

#### ①新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方

※令和 2 年 3 月 1 日以降離職し、かつ採用されるまでの間に雇用保険に加入したことがない方

#### ②就職氷河期世代無業者等

※昭和 46 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までの生まれであり、かつ雇入れ日の前日から起算して過去 6 か月間に雇用保険に加入したことがない方

### 奨励金の額

**対象雇用者 1 人につき、30 万円を交付します**

※奨励金交付の対象となる事業主あたりの交付額の上限は、対象雇用者 10 人、300 万円とします

※申請書類に基づき雇用契約書、賃金台帳等による書類確認、また必要に応じて事業所への訪問調査や対象雇用者への聞き取りを実施し、雇用の状況等を確認します

※事業主は対象雇用者の雇用を開始して **6 ヶ月経過後、30 日以内** に実績報告書等の提出が必要です  
**実績報告書等の内容を確認した後、奨励金を交付します**

### 申請時に必要な書類

事業主は以下の書類を雇入れ日から **3 か月以内** にご提出ください

- ①新潟市離職者等雇用事業所奨励金交付申請書
- ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知書）の写し
- ③対象雇用者との雇用契約書等の写し
- ④対象雇用者に係る報告書
- ⑤市税の未納がないことを証明する書類
- ⑥暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ⑦その他、市長が必要と認める書類

事業詳細はこちら



R3.1.1~R3.3.31 までの間に  
雇用を開始した場合の

**申請受付**は

**令和 3 年 3 月 31 日が締切**です

<お問い合わせ先> 新潟市役所経済部雇用政策課

電話 025-226-1642

住所 〒951-8554 新潟市中央区古町通 7-1010 古町ルフル 5 階

MAIL [koyo@city.niigata.lg.jp](mailto:koyo@city.niigata.lg.jp)

URL [https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha\\_covid19/syoureikinn.html](https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha_covid19/syoureikinn.html)